

国民年金

付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金保険料(令和7年度は月額17,510円)に加えて付加保険料(月額400円)を納めることにより、将来受給する年金額を増やすことができる制度です。「200円×付加保険料を納めた月数」が付加年金額として老齢年金額に上乗せして受給することができます。

●納めることができる方

- ・国民年金第1号被保険者
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

●申込手続き

- ・付加保険料を納付するには付加保険料納付申出書の提出が必要です。
- ・申出にはマイナンバーまたは基礎年金番号がわかるものが必要です。(マイナンバーカード、基礎年金番号通知書、年金手帳など)
- ・付加保険料の納付は申出をした月分からになります。

●注意事項

- ・納期限は納付対象月の翌月末日です。
- ・付加保険料の納付をやめる場合は付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
- ・国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

●申込場所

岐阜南年金事務所または役場住民課

※「マイナポータル」からマイナンバーカードを利用して電子申請もできます。

岡崎南年金事務所 ☎273-6161 住民課 ☎388-1115



消防署

備えが命を繋ぐ

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195



住宅火災は、思わぬタイミングで突然発生します。特に夜間や睡眠中の火災は、煙や炎に気づくのが遅れ、「逃げ遅れ」により亡くなる方が多くなる傾向があります。

火災を早期に知らせてくれるのが「住宅用火災警報器」です。適切な場所に設置し、定期的に点検していなければ、その機能を十分に発揮できません。この機会に、今一度、ご自宅の警報器を確認してみましょう。

【設置が必要な場所】

- 1 すべての寝室(人数に関係なく)。
- 2 寝室が2階の場合→2階の階段部分。

【設置位置のポイント】

- 1 壁に設置する場合
→天井から15~50cm以内にしましょう。
- 2 天井に設置する場合
→壁や梁から60cm以上離しましょう。
- 3 エアコンの吹き出し口から1.5m以上離しましょう。

【点検の仕方】

警報器本体のボタンを押すか、点検ひもを引いて音が鳴るか確認してください。音が出ない場合は電池切れか本体の不具合の可能性もあります。説明書で確認し、必要に応じてメーカーへ連絡してください。

住宅用火災警報器の寿命はおおむね10年です。年数にかかわらず、作動チェックは年に数回が理想です。火災から命を守るためには、「気づく」ことが最も重要です。備えを怠らず、日ごろからの点検を忘れないようにしましょう。

